

## 令和4年度 いじめ防止基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。したがって、いじめの防止等対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他子供の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての子供にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、子供自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

### (2) いじめの防止等の対策

① いじめの未然防止  
いじめはどの子供にも起こり得るという意識をもち、全ての子供を対象に、いじめに向かう子供を支援し、いじめを生まないよう学校と家庭・地域等と連携し、いじめの防止等に取り組みます。

- ・生活アンケートを行い、望ましい学級集団をつくりまします。
- ・自尊感情を育み、思いやりや豊かな心の育成
- 「道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。（年1回）」
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。
- ・構成的グループエンカウンターを取り入れ、好ましい人間関係を育てます。
- 子供が主体となる取組の充実
- ・児童会活動として、「いじめゼロ」活動を行います。
- ・あつた言葉（感謝、励まし、労い、称賛等）運動を実施します。
- ・ボラティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育みます。

ウ 家庭や地域等との連携  
・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。

- ・PTAや学校評議員会、教育振興会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、PTAの協力を得て、保護者向けにもネット育の危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・PTA、自治会及び校区の小中学校と連携した挨拶運動を実施します。

② いじめの早期発見  
いささか、積極的に関わります。子供からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応するこころを徹底します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等と連携し、いじめの早期発見に努めます。

- ・休み時間や放課後の子供との触れ合いを大切にします。
- ・子供の日記や子供との雑談、普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。
- イ アンケート調査を毎学期行うとともに、面談の機会を設け、いじめの早期発見に努めます。
- ウ 教育相談  
・養護教諭やスクールカウンセラー等を中心に気軽に相談できる場を用意します。
- ・保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知します。

③ いじめへの対処  
いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた子供の安全

を確保します。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた子供やいじめを知らせた子供の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

イ いじめられた子供及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた子供の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた子供が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

ウ いじめた子供への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた子供やその保護者への謝罪、いじめた子供への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた子供への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた子供が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・囃し立てるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

※ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

a いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

b 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

④ いじめの再発防止

同じ子供が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが替わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

す。

ア 子供の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・子供の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

イ 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

(3) いじめ対策委員会

① 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護助教諭、その他関係する教職員

※ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、万葉小学校教育振興会等）を追加します。

② 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

(4) 年間計画

| 月 | 取組                            | 月  | 取組                                     |
|---|-------------------------------|----|----------------------------------------|
| 4 | ・ いじめ対策委員会                    | 10 | ・ 特別の教科 道徳におけるいじめに関する授業（全学級）           |
| 5 | ・ 校内研修（共通理解）                  | 11 | ・ アンケート調査（子供）<br>・ 教育相談（全員面談）          |
| 6 | ・ アンケート調査（子供）<br>・ 教育相談（全員面談） | 12 | ・ 人権週間<br>・ いじめ対策委員会<br>・ 保護者教育相談（希望者） |
| 7 | ・ いじめ対策委員会<br>・ 保護者教育相談（希望者）  | 1  | ・ 学校評価の結果集計・考察                         |
| 8 | ・ 問題行動等調査の分析<br>・ 校内研修（事例研究）  | 2  | ・ アンケート調査（子供）<br>・ 教育相談（全員面談）          |
| 9 | ・ 児童会「いじめ防止運動月間」              | 3  | ・ いじめ対策委員会<br>・ 保護者教育相談（希望者）           |

(5) 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。